

県立北須磨高等学校機械警備業務委託仕様書

令和 8 年 7 月 2 9 日

兵庫県立北須磨高等学校

1 名称 県立北須磨高等学校機械警備業務委託

2 場所 神戸市須磨区友が丘 9 丁目 23 番
兵庫県立北須磨高等学校

3 期間 令和 8 年 11 月 1 日～令和 13 年 10 月 31 日

4 現状の警備方法及び内容・・・機械警備システムによる

(1) 警備対象範囲（別添図面参照のこと）・・・10 ブロック

- 第 1 ブロック 校長室（本館棟 1 F）
- 第 2 ブロック 事務室・事務倉庫（本館棟 1 F）
- 第 3 ブロック 職員室（本館棟 1 F）
- 第 4 ブロック 情報管理室（本館棟 1 F）
- 第 5 ブロック 保健室（本館棟 1 F）
- 第 6 ブロック 進路指導室（本館棟 1 F）
- 第 7 ブロック 図書室（中校舎 2 F）
- 第 8 ブロック コンピュータ室・数学準備室（中校舎 3 F）
- 第 9 ブロック 薬品庫室（特別教室棟 2 F）
- 第 10 ブロック 体育教官室（体育館 1 F）

(2) 電気錠設置・・・出入り口への電気錠設置

- 設置箇所
- ① 正面玄関（本館 1 F）
 - ② 生徒昇降口（本館棟 1 F）
 - ③ 生徒昇降口（中校舎 1 F）

※ 上記電気錠の開閉は、委託者のスケジュールにより行えるものであり、そのスケジュールに基づく管理は受託者によって行う。

※ 正面玄関付近に、非接触カードリーダーを設置し、警戒中の出入りが専用カードによりできること。

(3) アクセス方法・・・専用カードによる

※ 専用カードは各自が入退出に使用できる IC カード（磁気カードは不可）によるものとする。

※ 枚数は、上記 10 ブロックすべてに入退出できるものを 10 枚、第 3～10 ブロックに入退出できるものを 60 枚用意すること。（10 ブロック個別管理の場合）

（現受託業者が落札した場合、引き続き現カードの使用が可能であれば準備不要）

※ 各カードの入退出記録が残されること。当月末の入退出記録を翌月 5 日までに学校へ提出すること。

(4) キーボックス

①又は②のいずれかとする。

- ① 設置場所等 正面玄関奥左壁面に設置（テナント、一元管理方式）
 - ア ブロックごとに鍵を収納できること。
 - イ 各ブロックのボックスは、鍵（長さ 105mm）が複数収納できる大きさであること。
- ② 設置場所等 事務室及び職員室内に設置
 - ア IC カードにより開閉し鍵の管理ができること。
 - イ ボックスは、鍵（長さ 105mm）が複数収納できる大きさであること。

(5) 使用回線

警備システムの通信回線は、受託者によりモバイル機器を設置し、信号を送出すること。

(6) 機械警備の開始日

令和 8 年 11 月 1 日から機械警備が実施できること。

5 委託する業務内容

別紙「機械警備業務の内容」によるものとする。

6 その他

- (1) 機器の設置費、配線等工事費用、契約が修了した場合の機器等の撤去費用は、5 年間の警備業務経費に含めて合計額を算出し、それを月割りした金額を見積り額とする。
- (2) 機器の設置費等が契約開始日に間に合わない場合は、受託者の責任において警備箇所の警備を行うものとする。
- (3) 契約日は、令和 8 年 11 月 1 日とし、令和 8 年 11 月 1 日から機械警備が実施できるようにすること。
- (4) ただし、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、令和 9 年度以降の契約金額は、令和 8 年度の契約金額（消費税を含む月額）に 12 を乗じて得た金額とするが、本委託契約における令和 9 年度以降の予算が削除された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未滿に減額された場合は契約を変更または解除する。
- (5) 第三者への再委託は禁止する。
- (6) 機器の保証期間及び損害賠償等については、契約締結時に双方の話し合いで取り決めるものとする。

(別紙)

機 械 警 備 業 務 の 内 容

1 委託する業務の内容

(1) 防犯業務

- ① 不審者、不法行為者の早期発見と対応
- ② 警備対象物件の異常発見、通報および緊急措置
- ③ 盗難の早期発見と阻止
- ④ 警報機器類の正常作動確認、監視および異常発報時の措置
- ⑤ 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置および自動通報装置（以下、警備用装置類という）の点検操作
- ⑥ 未セットに対する検知および施錠等の対応
- ⑦ その他不測事態等への対応

(2) 火災監視業務

- ① 火災の早期発見
- ② 火災異常の監視ならびに火災異常を受信した場合における、緊急対処および消防機関への連絡
- ③ 火災発生時における消防機関への出動要請と緊急要員の派遣による適切な措置

(3) 設備（設備監視盤の信号出力を受信）

2 警備方法

機械警備システムによる。機械警備システムとは、異常感知装置、自動通報装置および緊急要員による対応を組み合わせた警備システムのことをいう。

※ 受託者が業務実施のために設置する機械、機器、その他の器具（以下警報機器という）は、受託者の所有に属する。（全ての費用を委託料に含める。）

3 警備実施要領

- (1) 警備用装置類は、きめ細かな警備を行なうために、本校が定めた警備区画（ブロック）ごとに操作ができるものとし、発生した異常事態を受託者の監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は、発生事態の詳細についての的確かつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を感知・記録する機能を有するものとする。
- (3) 監視センターでは、警備受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知した時は、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための、最適な措置を実施する。緊急要員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。

- (4) 監視センターでは、警備用装置類の機能に基づき、警備対象物件の異常事態の内容を的確に捉え、警備目的を達成する。
- (5) 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めた場合は、予め届出を受けた本校の責任者へ緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署ならびに警察署に通報すること。
- (6) 緊急要員は、監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態についての的確に対処し、警備目的を達成する。
- (7) 警備対象物件に到着した緊急要員は、異常事態確認後、その拡大防止措置を取り、監視センターにその状況を報告すること。また、遅滞なく当該事故等の状況、その他詳細について学校に報告書を提出するものとする。
- (8) 学校は、警備対象物件の防火、防犯その他事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は警備対象物件の施錠確認を行い、警備システムを作動し退出する。これにより、警備対象物件の機械警備を開始する。また、委託者が出勤し、警備システムを解除することにより、警備対象物件の機械警備を終了する。

4 警備仕様（工事完了時確認検収を行う事項）

- (1) 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものとする。
- (2) 機械警備システムの操作運用【機械警備のON（警戒）およびOFF（警戒解除）】においては、容易な複製が不可能である専用のカード等（鍵は不可）を利用するものとする。
- (3) 自動通報装置は、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- (4) 主たる異常感知装置においては、異常事態発生感知の認知が可能であり、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、正常な監視を妨げる行為がなされた事を知覚する機能を有すること。また、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- (5) 自動通報装置においては、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている通信回線が使用中、または、外部からの通信を受信している状態にあっても、これらの通信を強制的に遮断し、警報信号を優先して監視センターに送出することができる機能を有するものとする。
- (6) 警備用装置は、警戒状態への移行操作を行うための専用カード等を紛失した際、不正使用防止のため、カード等のデータ変更（当該カードのみ使用不可）ができる機能を有すること。また、学校からデータ変更要請があった場合は、速やかに対応を行うこととする。
- (7) 敷設配線は、機能・品質維持のため受託者敷設のものを使用すること。

5 報告

受託者は、警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに学校側に報告書を提出すること。

6 鍵の預託

警備上必要な鍵等は、学校側、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い、保管するものとする。

7 損害賠償

業務遂行中、受託者の責に帰すべき事由により生じた学校側の損害については、受託者は保険により、学校側に対してその損害を賠償するものとする。

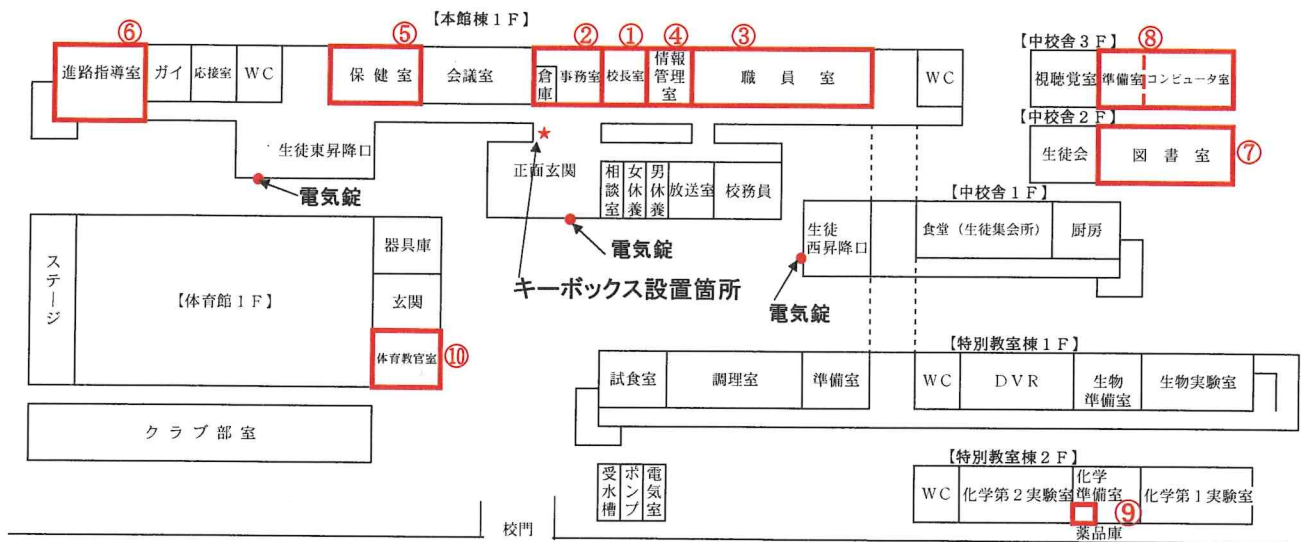
8 その他

- (1) 機器取替に伴い新たに設置された機器はレンタルとし、設置費用およびレンタル費用は委託料に含まれるものとする。
- (2) 警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、双方が協議して取り決めるものとする。
- (3) 緊急要員の現場到達時間は、25 分以内とする。
- (4) 出張費用については、委託料に含める。

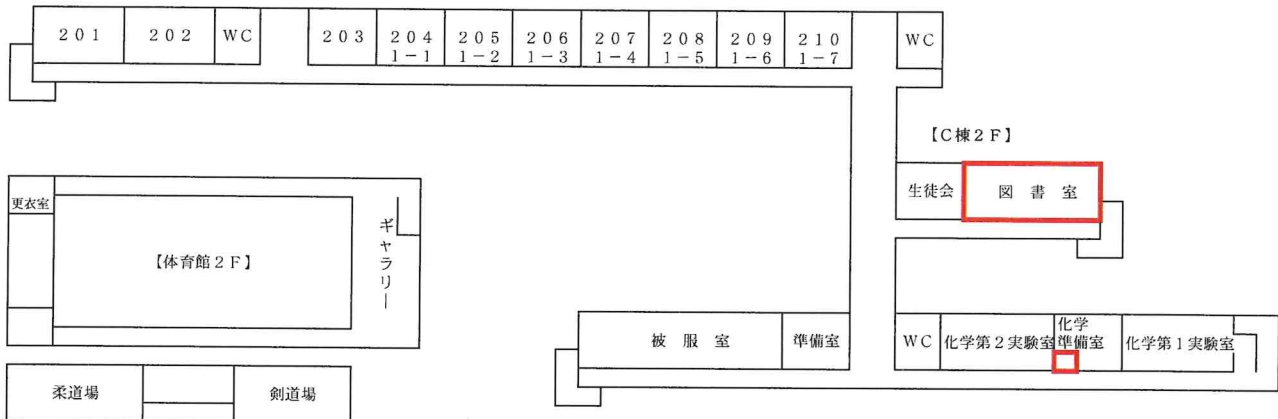
県立北須磨高等学校機械警備整備箇所① (R8. 11. 1～)

□ 機械警備箇所

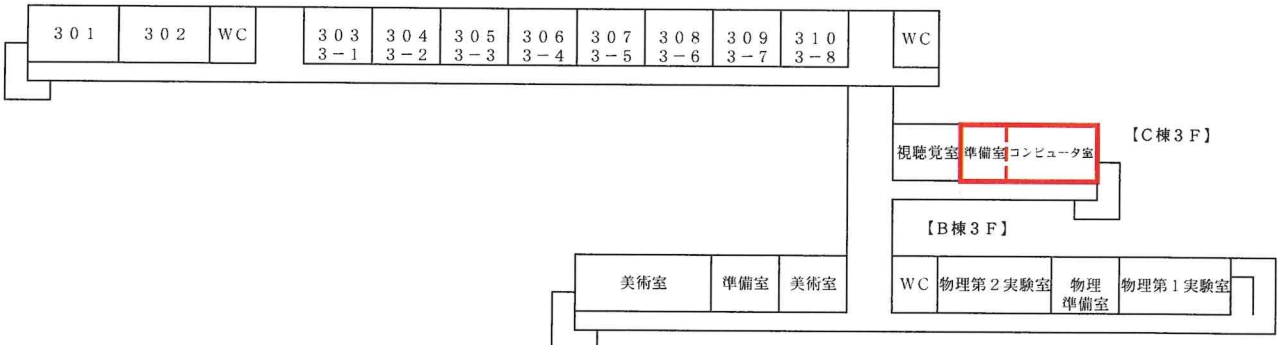
● 電気錠設置箇所



【A棟 2 F】



【A棟 3 F】



【A棟 4 F】

